

## 【本号の内容】

1. はじめに
2. 円滑化法制定の背景
3. 円滑化法がもたらした効果
4. 円滑化法の問題点
5. おわりに

株式会社デューデリジェンス (DCo) はGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、[www.dcock.com](http://www.dcock.com)にて紹介しています。

未曾有の金融・経済危機を乗り越えるための緊急避難的な措置として制定

## ～中小企業金融円滑化法の功罪と終了の影響～

### 1. はじめに

昨年3月のDco News (Vol.23)でも取り上げた通り、2013年3月末をもって、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「円滑化法」)」の期限が到来します。

円滑化法は、2008年のリーマンショックを契機とする金融危機の影響から、資金繰りが悪化した中小・零細企業や住宅ローンの借り手を支援する目的で制定され、返済に支障の出るおそれのある中小企業者や住宅ローンの借り手の負担軽減申し入れに対して、できる限り貸付条件の変更や返済猶予を行うよう、金融機関に努力義務を課すことなどを定めた法律です。2011年3月末までの約2年間の時限立法として2009年12月に施行され、その後、2度にわたる期限延長を経て、2013年3月末に最終期限を迎えることとなっています。

円滑化法は、中小企業者等の資金繰り安定化や倒産回避に一定の効果を発揮したものと思われますが、その一方で、円滑化法の副作用として、金融機関の厳格な審査姿勢と債務者の返済意欲に対するモラルハザードを助長し、いわゆる倒産予備企業の堆積や結果的に日本経済の新陳代謝が弱まったのではないかと指摘もあります。利用企業には多大な恩恵をもたらしたと言える円滑化法ですが、間近に迫った期限到来後には、企業倒産の増加や金融機関の融資姿勢の変化、自社や取引先の経営にどのような影響を与えるかを懸念する声も上がっています。

そこでDCo Newsでは、今月・来月の2回にわたり、改めて円滑化法が果たした役割と問題点を検証し、円滑化法の期限到来による影響や今後の金融円滑化に対する関係機関の取組み等について解説いたします。

### 2. 円滑化法制定の背景

2008年9月に発生したリーマンショックは日本経済にも大きな打撃を与えました。世界的な金融資本市場の混乱が、規模の大小を問わず、我が国の多くの企業の資金繰りにも深刻な影響を及ぼし、利益を出しながらも倒産に至るいわゆる黒字倒産が多発したことをご記憶の方も多いのではないのでしょうか。このような状況を受けて、政府は緊急保証制度の創

設やセーフティネット貸付の拡充、危機対応円滑化業務制度の発動による危機対応融資等、矢継ぎ早にさまざまな金融支援策を打ち出しました。

内閣府の年次経済財政報告によれば、2009年における企業の民間金融機関からの借入は減少する一方で、公的金融機関からの借入は増加しており、政府による一連の金融支援策が一定の効果を上げ、企業の資金繰りを下支えしていたものと思われます。しかしながら、リーマンショックが实体经济に与えた影響は当初予想されていた以上に深刻なものとなり、金融機関のリスクテイク余力が低下する中で、通常は直接金融市場で資金調達を行う大企業も金融機関借入に頼るなど金融市場は著しく混乱し、その余波を受ける形で、もともと主たる資金調達を金融機関借入に頼らざるを得ない中小企業者等の資金繰りは非常に厳しい状況に陥っていました。

そこで政府は、特に厳しい状況にあった中小・零細企業や住宅ローンの借り手を支援するため、貸し渋り・貸しはがし対策として『中小企業等に対する金融円滑化のための総合的なパッケージ』を取りまとめ、円滑化法の制定を中心として、その実効性を担保するための検査・監督上の措置等を併せて行うことを決定しました。

具体的には、金融機関に、返済に支障の出るおそれのある中小企業者や住宅ローンの借り手の負担軽減申し入れに対して、できる限り貸付条件の変更や返済猶予を行うよう努力義務を課したほか、条件変更等の措置を適正かつ円滑に行うために必要な体制を整備すること、条件変更等の実施状況を当局に報告することを義務付けました。また、検査・監督上の措置として、金融検査マニュアルおよび監督指針を改定し、条件変更等を行っても不良債権に該当しない要件を従来よりも拡充し、金融機関の中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行うものとししました。

金融機関に貸付条件の変更等の応諾努力義務を課するという円滑化法の制定にあたっては、金融機関の貸出資産の健全性に対する懸念やモラルハザードを招く可能性などについて多くの議論が巻き起こりましたが、未曾有の金融・経済危機を乗り越えるための緊急避難的な措置として2009年12月に円滑化法は施行されました。当初、円滑化法は、2011年3月末までの約2年間の時限措置とされていましたが、本格的な景気回復の遅れや東日本大震災の発生等を受けて2度にわたり期限が延長され、2013年3月末に最終期限を迎えることとなっています。

### 3. 円滑化法がもたらした効果

金融庁の発表によれば、円滑化法施行から2012年9月末までの累計で、中小企業者等から377万件(住宅ローンを除く)、金額にして102兆円の貸付条件の変更等の申込みがあり、344万件(96兆円)の条件変

中小企業者等の資金繰り安定化と倒産回避に効果を発揮

更等が実行されています。これらの数字には同一の企業が複数金融機関・複数回の条件変更等を受けたケースが含まれていますが、条件変更等の実行率は90%を超えており極めて高い実績となっています。そして、正確な統計データはありませんが、一般的には、30万～40万社が円滑化法による条件変更等を受けたと言われてしています。

これだけ多くの企業が恩恵を受けた円滑化法ですが、その効果は企業倒産件数の推移に顕著に表れています。東京商工リサーチが公表している全国企業倒産状況によれば、2012年の全国企業倒産件数(負債総額1,000万円以上)は12,124件で前年比▲4.7%の減少となっています。円滑化法が施行された2009年から4年連続で前年を下回る推移が続いており、2012年は、1993年以降の過去20年間で最少の倒産件数となっています(図1参照)。

【図1】企業倒産件数の推移



マクロ経済的な視点からすると、我が国の経済はリーマンショック後の世界的な金融・経済危機や東日本大震災の発生、長期化する円高等の壁を乗り越え緩やかな回復基調を辿ってきましたが、円滑化法の支援対象となる中小企業者等は依然として厳しい環境下に置かれているのが実情です。このような状況下において円滑化法が果たした役割は大きく、多くの企業の資金繰りの安定化が図られ倒産件数の減少につながったものと思われまます。

#### 4. 円滑化法の問題点

円滑化法が中小企業者等の資金繰り安定化に寄与し、倒産の回避に多大な効果を発揮したことは紛れもない事実であり、その観点では非常に有用な制度であったことに異論はありません。しかしその一方で、本来であれば金融機関が個別の債務者の状況に照らして条件変更等に応じ

モラルハザード、倒産予備企業の堆積という副作用の指摘も

るか否かを判断すべきところ、金融機関に対して条件変更等の応諾努力義務を課した結果、画一的に条件変更等の処理が行われ、金融機関と債務者双方のモラルハザードを助長し、いわゆる倒産予備企業が堆積することにつながっているのではないかという懸念もあります。

実際、円滑化法の期限が延長されるに伴い、2回目、3回目の貸付条件の変更等の申込みがなされるケースや条件変更等を受けた後に倒産に至るケースも増加しています。また、条件変更等を受けたにも関わらず経営改善計画が策定されていない企業や、策定された経営改善計画目標を達成できない企業が相当数存在しているとの指摘もあります。

帝国データバンクが実施した「金融円滑化法に関する金融機関アンケート調査」によれば、半分以上の金融機関が、経営改善計画の提出を受けた企業のうち改善計画目標を達成している企業の割合は4割以下と回答しており、円滑化法を利用して返済猶予を受けたとしても、本業の回復が計画通りに進まず、肝心の経営改善に手が付いていない企業が多いという状況が窺われます。

円滑化法の期限到来を前にして、金融庁は、金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきであるということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わらず、検査・監督を通じて、金融機関に対し関係金融機関と十分連携を図りながら、条件変更等や円滑な資金供給に努めるよう促すとしています。また、金融検査マニュアル等で措置されている不良債権とならないための要件<sup>(※)</sup>は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義が変わることは無いとして、円滑化法の期限到来を契機に金融機関の対応方針が急激に変わることなく、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に円滑に軸足を移していく方針を描いています。

※ 形式的には貸出条件緩和債権に該当する場合でも「経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合」や「5年以内(最長10年以内)に経営再建が達成される経営改善計画がある場合」は不良債権に該当しないものとされている

また、帝国データバンクの上記アンケート調査によれば、円滑化法の期限到来後の企業倒産動向について、倒産の増加を見込む金融機関が約6割を占め、反対に減少を見込む金融機関はゼロという結果になっています。このことは、円滑化法の期限到来が、その利用者である債務者のみならず貸し手である金融機関にも大きな影響を与える可能性があることを示唆しているものとも思われます。

円滑化法施行から2012年9月末までに貸付条件の変更等の申込みがあった377万件について金融機関別の申込み状況を分析したところ、地方銀行・第二地方銀行への申込みが最も多く、全体の半数近くを占めています。これに信用金庫・信用組合を合わせると、実に85%以上の申

込みが中小金融機関に集中しており、いわゆるメガバンクへの申込みは10%程度に過ぎません。

円滑化法の期限到来後の企業倒産増加が現実のものになるとすれば、これまで円滑化法の恩恵を受けてきた債務者を多く抱える中小金融機関ほど大きな影響を受けることになります。比較的体力に余裕のあるメガバンクや主要地方銀行は、円滑化法の期限到来を前に引当処理を進めるなどの対策を講じているところも多いようですが、それらの金融機関に比べて体力が劣ると言われる中小金融機関については、十分な手当てがなされていない状況が懸念されます。

## 5. おわりに

平成の徳政令とも言われた円滑化法ですが、制定された当時の金融・経済環境に鑑みると、資金繰りに困窮する中小企業者等に対する非常に強力な支援策となったことは想像に難くありません。事実、中小企業者等の資金繰り安定化に寄与し、多くの企業を倒産の危機から救ったという点について、その効果は絶大なものでありました。

しかしながら、その一方で、再生の見込みや競争力に乏しい企業についてまでいたずらに延命が図られ、その結果、倒産予備企業が増加し日本経済の新陳代謝を弱めたという側面があったこともまた事実であると思われまます。また、9割を超える貸付条件の変更等の実行率の高さの裏返しとして、金融機関の審査姿勢にも少なからず影響を与え、債務者企業にとっては、その返済意欲や経営改善意欲の減退につながった可能性も否定できません。

このように、円滑化法の功罪は両面ともに大きく、どちらに焦点を当てるかによってその評価は大きく変わることになりますが、現時点で最終的な評価を下すのは時期尚早ではないかと思われまます。未だ回復の足取りが脆弱な地方経済界の一部からは、円滑化法の期限到来により、これまで先送りされてきた問題が一気に顕在化することを懸念する声もあがっています。これに対しては、金融規律の確保を図りながら中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくための施策が官民一体となって実施・検討されており、円滑化法の期限到来後に実施されるこれらの施策を含めて、一連の金融円滑化のための政策パッケージを評価していく必要があると思われまます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

小原 暁人      ヴァイスプレジデント      aohara@dcokk.com  
三宅 康一      ヴァイスプレジデント      kmiyake@dcokk.com